

平成30年度第2回茨城県国民健康保険運営協議会 議事要旨

1日時 平成30年11月28日(水) 13:30~15:00

2場所 茨城県市町村会館201会議室

3議事要旨

(1) 茨城県国民健康保険運営法方針に係る取組状況について

【委員】

赤字削減・解消計画の策定について、平成31年度以降も赤字が見込まれる市町村はいくつくらいあるのか。

【事務局】

平成31年度の国保事業費納付金の算定結果等も踏まえて、各市町村が削減・解消すべき赤字を判断するため、現段階では検討中である。

【委員】

在留外国人の国保加入者の増加が予想されているが、外国人国保加入者の不正受給問題に対する県の対応はどうなっているか。

【事務局】

被保険者証の不正利用の対策として、国保においては、外国人が資格取得から1年以内に、高額療養費の支給申請をおこなった場合に窓口で、聞き取りを実施し、その結果、不適切な利用が疑わしい方については、地方入国管理局に通知をする取組みを試行的に実施している。

被保険者証の不正利用への対応については、県だけでは対策が困難であるため、関東甲信地区の1都8県で構成する関東甲信地区国民健康保険連絡協議会として国に対し、効果的な制度設計をするよう要望しているところ。

【委員】

柔道整復療養費審査委員会の県の一括点検について、具体的にどのように実施しているのか。

【事務局】

柔道整復療養費審査委員会で審査の上、県が二次的な点検として、外部委託により内容点検及び長期、多部位等一定の基準を超えるようなケースについて、患者調査を実施している。

【委員】

医療費適正化の取組について、現在は、そのほとんどが各保険者が個別に取り組んでいるところだが、この取組みの中には、後発医薬品の使用促進など、各保険者共通のものもある。こうした共通の取組は、全保険者が一体となって進めていくことにより、県民への影響が高まり、より効果が上がるのではないか。

医療費適正化を保険者の垣根を越えて推進するため保険者協議会があるが、保険者協

議会の取組を、県がリードし、イニシアチブを発揮していくことを要望する。

そうすることで、当協議会の組織力が強まると考えている。

現在、保険者協議会の事務局は、国保連合会が担っているが、今後、県はどのように関わっていく考えか。

【事務局】

今後の保険者協議会の運営形態については、県が単独で事務局を担うのか、国保連合会と役割分担しながら共同で運営していくのかなど、国連連合会と協議を行っているところ。

また、後発医薬品の利用促進など、全保険者に共通する取組みについて、各保険者の皆さんからアイデアをいただきながら、保険者協議会としての機能を充実させていきたい。

【委員】

後発医薬品使用割合について、80%という国の目標があり、それに対し、平成29年度の茨城県の使用割合は68.83%となっている。依然として後発医薬品に抵抗感を感じている患者さんもいるため、県においても、県民に対する啓発事業を実施するなど側面的な支援をお願いしたい。

【委員】

資料2ページの表4の保険料収納率の状況について、目標収納率別の現年分収納率は約9割、一方で、滞納世帯の割合は、約18%と5世帯に1世帯となっている。この差については、保険料の高い被保険者から滞納整理を行っていることが要因の一つと推察されるが、保険料の高低に関係なく、公平に滞納整理を進めることについても、何か工夫を考えていただきたい。

【委員】

保険料の賦課・徴収をはじめとする住民に直接関わる運営については、制度改革後も引き続き市町村が担っているため、まずは、各市町村が積極的に様々な課題に対応することが必要である。県は、市町村から現場の生の声を聴くことに努め、県全体として講じるべきところはどこなのか、そして、その対応を市町村と協議しまとめるなどの役割を発揮してほしい。このように県及び市町村が協力し、取組を考えることが大切と考える。引き続き、県の指導等をお願いしたい。

【委員】

茨城県の1人あたりの医療費は全国規模でみると非常に低く抑えられている。一方で、健康寿命は高く、これは少ない医療費で効率的な医療提供を行っていることといえるのではないか。このあたりも是非PRして欲しい。

また、保険料収納率を上げるために、市町村の職員の工夫・努力があるからこそ、現年分の収納率は約9割前後となっているものと理解している。

【委員】

保険料収納率に関しては、目標収納率が、被保険者数の規模により定められているが、目標値を達成すればよいという考え方にならないよう、更に上を目指して収納率向上に励んでほしい。

【会長】

各委員からいただいた意見を踏まえ、事務局においては、引き続き、県と市町村の連携を強化し、赤字削減や保険料収納対策の強化、医療費適正化などに取り組むことにより、安定的な国保財政運営に努められますようお願いいたします。

(2) 平成 31 年度茨城県国民健康保険事業費納付金等の秋の試算結果について

【委員】

平成 31 年度国保事業費納付金（試算）の総額は、全ての市町村で減少しているが、毎年減少していくのか。今後の動向は。

【事務局】

国保事業費納付金は、毎年算定するものであり、被保険者数や医療費、公費の推計方法などにより、納付金として集める額が変わってくるもの。

平成 31 年度 1 人当たりの医療費は年間 2.9%の伸びと推計したが、被保険者数の減少の影響などにより、平成 30 年度と比較して減少した。

今後の動向については、被保険者数や医療費がどのように推移するか見込み方によって、国保事業費納付金が増減するものと考えている。

【会長】

引き続き、医療費等の動向を的確に把握し、納付金等の算定における保険給付費の推計に適正に反映するようお願いいたします。

また、今後、国から確定係数が示され、本算定を行うこととなりますが、事務局においては、引き続き適正な算定を進めていただきたいと思います。